

平成31年度6月定例委員会

○ 日時：令和元年6月 28日(金) 9：00～（議事）

○ 場所：地域活力センター 1階 会議室1

山本会長

おはようございます。今年はいよいよ梅雨入りが遅くていつ入るかなとっていてさっそく台風が3号できたような状況になっていましたけれども、農家にとっては非常に恵みの雨ではなかろうかと思えますけれども、そんなに大きな雨ではないので、この雨がいい方向にいただけて災害がなければと思っておるところでございます。それでは大変忙しい中集まっていただきましたけれども6月の定例議会を開催させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。本日は議案が4件提出されております。さっそく第1号議案農地法第3条許可申請について議題といたしますので、事務局説明をお願いいたします。

事務局

はい。本日の第1号議案3条の申請ですが、すみません最初にいきなり訂正をすみませんをお願いします。17ページと33ページの調査票の請け人の●●氏の住所が別の方の住所になっておりまして、●●の●●番地が●●さんの住所になります。すみません、そちらの訂正をお願いいたします。

それでは議案1号の1件目の件に関して説明をさせていただきます。ページ数が2ページからになります。すみません先に調査票の方をつけましたが、今回3条の申請がでているのが●●氏と●●氏の田んぼの受け渡しになっております。こちらの方が●●の●●番地●●番地●●番地の水田です。実際に●●さんが現実的に耕作という形で耕作されていまして、現時点でもすでに田植えをしているような状況です。●●さんの方からは以前からちょっとご相談があり、周辺の田んぼ特に道の南側、ガソリンスタンドの横の所はせまち直しもしたいとご相談を受けていたのですが、今回はまずは●●さんの方の受け渡しを正式にすることで今回届け出が出ております。耕作条件についても現実的に何年も●●さんがされていますので、特に耕作放棄地になるということはないかと思います。機械等も本人が所有されておりますし、16ページの方ですが、写真にありますようにガソリンスタンドのちょうど右手側の水田と、道路挟んで河川側の細長い田んぼ2筆が対象農地です。現地の方は岡林委員と確認をさせていただきました。岡林委員、特に意見等はございませんか？そしたら2ページの方調査票の方なんですが、今回内容的には(3)の法外審査のところで中山間直接支払制度の対象農地になっているというところはあるのですが、現実的に●●さんの名前になっておりまして、本来は吉野さんの名前になるべきところなんですが、今後名義が変更になっても正式な形で引き継がれるということで特に問題ないかと思います。耕作についても水田等やっておりますし、本人の所有水田等は928㎡という事

でしたが、今回取得される件について 10a を越えますので特に問題はないかと思ひます。ちよつとすみません。これ間違ひしていますね。928 は今回取得する面積で実際所有されている面積は 2950 a を既に所有されております。すみません、私の方勘違ひしておりました。4 番の⑤下限面積の所有面積については、2950 m² を所有していますので、すでに 10a 以上所有されていますので、今回取得する件に関しては特に問題ないかと思ひます。

引き続き、2 番の件について説明させていただきます。次 17 ページからになります。今回 3 条の譲渡につきましては●●さんから●●氏への譲渡になります。連続していきますが、33 ページ●●さんからの●●さんへの 3 条譲渡も連続して関係する件なので一緒に説明をさせていただきます。今回●●さんは●●の方の移住定住住宅に住まわれている方ですが、今回●●の古民家を購入されるということになりまして、その周辺の水田と畑の方と一緒に地権者の方から購入されるということで地元の方との調整の上、購入されるそうです。図面的にみるとわかりやすいのが、ちよつと小さいですけど 47 ページの全体の地図で中央部にある建物を購入されております。これ●●「●●」さんから奥に入ったところの古民家なんです、ずっと上に上がっていく道がありまして、古民家へ向かう道がありまして、その途中手前の防火水槽があるところの手前の道を挟んでの上下の 2 筆と家の周辺の畑、あと家より上手山側の道上の畑を今回 3 条ということで購入される予定です。●●さん自身はこちらの方に移住されている方なので、農地の所有はありませんが、今回の 2 人の方からの購入に関して 10a を越えるということで特に 10a の下限については問題ないかと思ひますが、本人も農業を就農希望で今回移住されたということもあります。ただ今回取得される農地で営農するという形ではなくて、●●さんの所「●●」で一応就労されるということで話は聞いております。今回取得される農地に関してはあくまで自家産用の農地ということで売買はされたということで本人から話は伺っています。一応ちよつと背景の方で●●さんの方で農の雇用の方でこの●●氏を雇うっていう国の制度の方も利用されるということで、県の農業会議の方と●●さんの方の聞き取り、●●さんの方の聞き取りもしておりますので、本人は積極的に農業をやりたいということで去年の 2 月 3 月くらいにもご相談をいただいて県の方にも通じてやりましたが、ちよつと計画がたたないということで、農の方の支援はちよつと一時断念し、そのあと●●さんのところで修業をされるということで、現在に至っている状況です。奥さんの方も移住をされた方ですが、ご主人との移住ではなくて、もともと小川さんという世帯で移住された方の所の娘さん。その娘さんが他のところで知り合ったご主人を連れてこちらの方にこられたということで、まあ農地についても特に放置されるような感じではないのかなと現地を見た限りでは感じておりました。現地の方は中平推進委員さんと確認させていただきましたが、中

	平さん何かご意見をお願いします。
中平委員	農業委員会的には問題ないと思います。
事務局	はい。ありがとうございます。続きまして4番目の案件で、●●さんと●●さんところの3案件です。49ページからになります。今回この後にでる非農地証明願いの方でもでてくるのですが、●●の●●番地の方の農地の取得に関してです。今回この農地についてはこの道筋のところですが番地的には63ページの地図の中央部分●●という番地になります。●●の家の道路はさんで斜め前です。こちらの方もですね、現状●●さんが管理をされておりまして、今回県外に住まわれている●●さんがこの農地について売買も含めた譲渡をしたいということで半年くらい前からやり取りさせていただいていた案件です。一応間に須崎の行政書士さんの方が入られて今回書類の方は作成していただいております。農地自体は●●以外1人だけではなくご家族の方も耕作等をしておりますので、名義の変更という部分ではあります。あと、非農地の方もでてくるんですが、ここを車庫がありましてそこを分筆をかけておりまして63ページの図は役場の方の図面の方に登記事項がまだ反映されておりませんので●●番地のままにはなっておりますが、6ともう1つ7という番地が分筆登記で発生しております。その農地部分に関してだけ3条の移転をするようにしています。●●さんについてはここは農振農用地等ありませんし、今はお勤めされておりますが、週末等でも実際に水田の耕作等もされておりますので、畑の方の維持管理も特に問題ないかと思います。最低下限も10a以上既に水田の方も所有されておりますので、特に問題ないのかなというところでございます。現地の方は上田推進委員と、別件の方で山本会長の方も同席していただいておりますので、何かご意見ありましたらよろしく願いいたします。
上田委員	説明があった通りで問題ないかと思います。
事務局	今回の3条案件については以上4件でございます。ご審議のほうよろしく願いいたします。
会長	ただいま事務局の方から説明がありました4件の第3条の許可申請ができております。まずはNo.1の方についてご質問等がありましたらよろしく願いします。特にありませんでしょうか。なければ1の方は許可するという事でよろしいでしょうか。そしたらNo.2の方についてご意見等がありましたらよろしく願いします。
上田委員	移住の人というのは、●●さんのとどこで何年間するとかじゃなしにただここに就労するってことですか。
事務局	●●さんのとどこですか。実際に本格就農されるという形になったのは一応今年の4月からということで、今県の農業会議の方で手続きが行われています。現実的には●●の大工さんのところで去年くらいからお手伝いを。

事務局

奥さんのご実家●●で改修されていたのでそこをずっと手伝われていたそうで、時々●●さんとこで多種品目、いろんな野菜を作るという農業をしたいということで、ちょっと弟子入りしたみたいな感じでやられてました。その時は奥さんの方もアルバイトみたいな形で入られてたそうですが、奥さんは妊娠去年されてましてそこから●●さんだけいかれているような状況です。現状ハウスの方で働かれている姿は僕も見ただけではないのですが、県が開催する地産外商公社のバイヤーとかがこられる商談会の方には●●さんも●●さんと一緒に参加されてその時には僕らも畜産公社の関係で一緒に行っていて、一応そういう販売手法とかも学んでいるという状況にはなっているそうです。農の雇用っていうのが2年間くらい毎月毎月支援をいただける制度がありまして、直接県の農業会議さんの方が支援する事業になっておりますので、そこを今やりとりを始めているということは聞いております。●●さんから直接農政係の方にご相談があったのは、一応●●さんとしては会社「●●」をこの●●氏に引き継ぎたいという意思があると。Uターンではないので親元就農という形にはならないので、会社経営のなかに従業員として雇って、そのうち役員としてやっていただいて、会社自体を譲りたいという意思があるということで、農の雇用の方の永続的に雇用しますという条件の方の支援を受けるということで今動いていらっしゃいます。どういう状況になるのかは今後のこともあるかと思いますが、一応本人同士はそういう意思疎通がこの1年くらいで設定されたという風に伺っております。今回この3条の条件の中では務め人に就農ですけれども務め人になられるなか、農地を維持管理できるのかっていうのは農業会議とうちのほうでは議論にはなったのですが、水田自体もそれほど大きくないですし、畑についても実際荒れているような状況ですので、本人はたまねぎとかじゃがいもとか作りながら自家産で家の周りを整備するという意味でもそういうふうには耕作して維持していきたいということで奥さんの方から話は聞いております。ちょっとつつこんだ話まで行くと実はこの周辺の農地については全部購入したいということで、地元の方集落・部落の方と密に連携が取れてたみたいなんですけど、所有者が相続されてない等の問題で売買する相手がわからないということがあって、実は抜けてるような状況で家の周辺は取得されるような感じになっております。本人たちは全部取得したいということだったんですが現状ちょっとできないということで、そういう状況で購入が可能な土地だけ購入するようなことになりました。この古民家の隣に鶏舎か牛舎かがなんかあるんですけど、そこもどうもうまいことできていないということで。昔●●さんが区長とのやりとりで借りて住まわれていたんですけど、本人は実際いらっしゃらなくて、●●さんは今●●の方にはいらっしゃるのかな。という案件で。ちょっとこの方が残っていただけるのであれば、周辺の農地もまとめて管理していただきたいというのは地元の意見としてあったようです。

山本会長	他にありませんでしょうか。なければ No. 2 については許可ということでかまいませんか。
委員	はい。
山本会長	続きまして同じ方になりますが、No. 3 につきましてもご質問等がありましたらお願いします。特にありませんでしょうか。なければ 3 番につきましても許可としてかまいませんか。そしたら最後に No. 4 の方ですけど、これもなにかご質問等がありましたらお願いします。特にないようですけどもなければ許可ということでかまいませんか。第 1 号議案については全件につきまして許可ということで。続きまして第 2 号議案非農地証明願いについて議題としたいということで事務局の方から説明よろしくをお願いします。
事務局	はい。非農地証明願いの方の案件になります。65 ページからになります。1 件目先ほど 3 条の方で話がありました●●さんの方の案件になります。3 条の方で承認いただきました●●の土地の隣接地●●というところに車庫が立っておりまして、こちらについて非農地証明願いということでしております。70 ページをごらんください。こちら分筆をさせていただいた時の分筆登記の元図になります。こちらの角の所が畑のままになってますが、車庫がついております。73 ページがその車庫の写真等になります。こちらの方車が入る用な車庫になっておりまして、75 ページの方が分筆登記が完了したということでしております。経緯につきましては、一応 6 8 ページに詳細を書いておりますが、平成 6 年にこの車庫は建設されておりました。経過年度としては 25 年以上経過しておりますので、調査票 4 の項目では「エ」で人工構造物で 20 年以上経過しているというところで今後この車庫を撤去して農地を復元するということは現実的ではないのかなというところで、非農地証明願いということの申請は受理しております。今後●●さんの方からは非農地証明後●●さんの方に名義の変更の方もかけていかれるということでの話は伺っております。先ほどの 3 条と同じく譲渡したいというところの非農地証明願いでございます。こちらのほうが農業委員の方と推進委員 2 人と事務局の方で現地確認ということで会長と上田推進委員さんの方で現地確認をさせていただきました。現地についてなにかご意見がありましたらお願いいたします。
上田委員	平成 6 年に建築ということですが、現地には車庫がありました。間違いありません。
事務局	次 2 件目の方になりますが、●●の案件になります。●●氏の方から非農地証明願いということで行政書士さんをはさんで申請がでております。現地は●●の山手のはしの田んぼ、人家の最終地点から道下のところにはなるのですが、すみません 83 ページのところ中央部分の真ん中に道が走ってるんですけども、その道のすぐ上、森林になっている●●という番地とそのちょっと赤っぽい、く

事務局	の字で道が入っている昔の王冠の赤線なんです、そのすぐ下の番地、完全に現地は山林となっております。谷川委員さんに現地をみてもらって、岡林委員にも見てもらったんですが、完全に山林化して40年生くらいの山になってるのかなというところ。今回相続人からの非農地証明願いということでやりとりをさせていただきました。こちら半年くらい前からやり取りはさせていただいたのですが、ご本人さんはこの下にある田んぼを自分の所有物ということで認識されておりまして、地元のかたに譲渡しようという意識があったようなんですが、現地を事前に●●行政書士さんと連絡をとりながら確認したところ、この番地は山林だということで、ご相談したところ3条ではなくて非農地証明願いでもまず山林をしようということで、話がすすみ非農地証明願いの申請が出ています。こちらは人工ではないですが植林をしたというふうに本人もおっしゃってますし、昭和42年ということで案件としても人工的に別のものにされたということで調査票の中では4番の所は「エ」ということで調査書は作らせていただきました。現地確認していただいた谷川委員・岡林推進委員さんの方でなにかご意見があればお願いします。
谷川委員	現地確認いたしましたけど太い木がありました。
事務局	では引き続きでかまいませんか、次3番案件、●●の●●さんからの非農地証明願いです。現地の方につきましては会長と上田委員と一緒にいただきました。現地は91ページの図面を見ていただいて、●●の旧の道といいますか、山手に入っていくところ●●さんところの家の前で、現地にいかれたことのある方は遊具とかがすでに設置されているようなところなんですけども、その中の9●●というこの広い残土地後の端にある番地です。所有者の方は●●さんの奥様のほうの所有者名になっておりますが、願者名は御主人からの方からということで出ております。現地の方の写真は92ページの方になります。雑草と残土と石積み用の巨石が積まれておりまして、現状耕作をしていない状況です。土の方は硬いふみ固められているような状況ですので、すぐ畑に戻すっていうのは無理なのかなというところ。申請者の●●さんとか関係者の方に確認をしたところ、45年に購入されてから耕作をしていないということでしたが、当時畑のようになってたんじゃないかということで聞き取りをしたところ、●●さんという当時の建設会社さんが地元にいっちゃって、そこが昭和48年に残土をいれてそこから一応耕作していないということを聞き取りしております。あと●●さんの方にも聞き取りをしたところ、そのあと一度林道の関係の残土もいれたというふうには聞いておりますが、耕作が放棄されたのは昭和48年の段階で既に耕作が放棄されていたということで、聞き取っております。こちらの方も日当たりとかそういった部分は比較的好い土地ではあるんですが、相当広い他の筆番と合わせて広い土地なんですけども、宅地としてちょっと利用したい

	という地元の方の取引がどうもあるようで、それに合わせた非農地証明願いということでもあります。購入者の方は●●さん所の●●さんが●●の方と結婚されてその方がゆくゆくということなんですけども、会長の方からもご指摘いただいて 5 条申請でやってしまった方が素直にいいんじゃないかということもいただいたのですが、どうも本人たちに勝手にすると、まだ建設をするという具体的なところまで話が進んでないそうなので、土地の所有の方を先に進めたいということも裏にはあったようです。所有者のかた、●●さん・●●さんもちょうとご高齢もあるということで購入側の●●さんのところもお互い話し合いの中で先に土地の売買を成立させたいという思いもあるというふうに伺っております。現地について上田委員・山本会長に現地みてもらいましたのでなにかご意見等がありましたらよろしくお願いします。
上田委員	現在道路平まで盛り土をされてましてかなり広い面積となっております。現状は説明があった通り残土ですので赤い石でして肥土もなく、一応耕作できるような状況でもありませんし耕作した状況でもありませんでした。以上です。
事務局	続いていきます。●●さんからの申請です。現地の方は●●というところですが、●●に行く方の道で●●さんのところの家の前、●●さんの家の上がる坂道のすぐ手前の角というところですよ。99 ページの方に写真を入れておりますが、宅地と道との間の狭い位置の 1 筆が畑として残っておりまして、100 ページの方の航空写真の方で見ると宅地と道とのちょうど真ん中ですね。この三角の場所になります。現実的にコンクリートで固められている場所も真ん中の辺にありましたし、現状これを畑として活用する部分は非常に難しいのかなというのが現地を見た感想になります。一応こちらのほうも当初購入されたのが登記上で昭和 53 年ですか、に売買されたときから宅地の一部庭的な位置にありまして、植木のようなものを植えられたりとかしてます。木を植えているような状況で多分動かさないくらい根がはっているのかなとか感じになっています。なのでこのまま農地として利用する予定がありませんので、宅地として非農地証明願いをだしたいということでございます。隣の家を含めて増改築なのか完全なる立替なのかかわからないのですが、家のやじとか、その他もやりなおしたいという思いがご本人さんたちにはどうもあるようです。細かいその話は確認しておりますが、農地として復旧させるのは難しいのかなというような案件です。現地の方は森田委員・川上委員の方に見ていただきましたので、ご意見等ありましたらお願いします。
森田委員	別にないです。見ての通り狭い土地やし、農地として復旧するのも難しい他の農地にも影響ないと思います。
山本会長	そしたら 4 件について審議をさせていただきたいと思います。まず 1 番の●●さんの件につきましてご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

山本会長	現状は完全に倉庫ですが、建って20年以上経っているという現状です。特になければ非農地証明に該当するということにかまいませんでしょうか。 続いては2番目の●●さんの件について、現状はもう完全に山林になっている状態ということですが、なにかご意見はないでしょうか。なければこの件につきましても非農地証明受け取りにかまいませんでしょうか。 3番目の●●さんの件についてご意見等お願いします。特にございませんでしょうか。なければこの件につきましても非農地証明ということにかまいませんでしょうか。 そしたら4番目の●●さんの件ですけども、これ登記しちょうらね。所有権。その時は農業委員会はどうやったろう。農地台帳は。
事務局	いや。すみません、確認はようしてないです。登記・・・
山本会長	53年に誰かから移転しちょうらね。この頃も確かやっぱり農地は農地であるがじゃないかね。手続きが。
事務局	ありますね。ありますけど、どうやって移動させたのかな。
山本会長	多分これ道路を引いた時の残り分みたいな感じやろ。
事務局	そうですね。
山本会長	非農地証明でえいと思うがやけど、その当時どうやったかなと思ったもので。基本的にここがもし行政がやるやったら、本人の意思を聞いて一緒に工事をするとかにしちよっちゃったら困らんとうけどね。ようあるわね、道抜いたら幅1Mばあ残されてそこは農地っていわれて何にもできんっていうの。そこの辺はやっぱり行政が気をつけおうちゃったら。住民はそんなこと知らんき。
事務局	連携をとるようにします。
山本会長	4番特にご意見等ございましたら、非農地証明妥当ということでご構いませんでしょうか。そしたら5番の件ですけども5番の願い人が最適化推進委員の高橋さんですので、農業委員会に関する法律第31条に自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することはできないとなっていますので、一時退席をお願いしたいと思います。（高橋委員退席） それでは第2号議案の5番目につきまして事務局の方説明をお願いします。
事務局	103ページからになります。現地の方は会長言われたように推進員本人になっておりますので、代わりに上田推進員さんと会長と自分の方で確認をさせていただきました。現地の方の状況なんですけど106ページの地図をみて、ちょっと山林なので現地の写真をちょっと撮りづらいところもありましたので航空写真の方でご覧にいたきたいと思いますが、高橋正知さんのご自宅の裏山のような場所になります。この細長い赤くて囲んだところになりますが、現状石積み等もあるのですが山林となっております。雑種、木もちょっと統一された植林のような形でもなく自然に生えた山となっております。ちょうど赤で囲んだ下の方からずっと道が町

事務局	道がはいっておりまして、上の端の青い線があるところ水路形になっていますが水道施設飲料用等もございます。中に道も入っておりますが、中も現状畑のような状況にはなっておりません。手前の方は棚になっておりますが、すぐ上の 39 番という番地が左の赤い細長い対象番地の端の方にありますが、ここが墓地という登記登録もありまして、ここに墓地等も実際建っております。高橋さんの方からも畑のまま農業委員の推進委員をやっている中で裏山が畑のままっていうのはあまりよろしくないのかなっていうところもあって、非農地証明願いを出して山林に登記し直したいというご意見もいただいております。届け出を受け入れております。現地についてなにかご意見ありましたら、行っていただいた委員さん何かお願いします。
上田委員	そしたらこれ林道だと思いますけども林道の入り口から 1/3 全体の 1/3 足らずくらいが山が中心なんで、山の分石積みをしています。石積みでほとんどつくるところは全然ないと思います。それから上部といいますか奥にはいるとけっこう大きな雑木がありまして、まったく耕作できるような土地ではありません。非農地でした。以上です。
山本会長	事務局から説明が終わりました。何か交付決定でご意見等がありましたらよろしくをお願いします。なければこの件につきましても非農地証明については許可相当ということでかまいませんでしょうか。そしたら以上で第 2 号議案については終わらせていただきたいと思います。高橋委員さん。（高橋委員入室）それでは第 3 号議案に入っていきたいと思います。平成 30 年度活動実績報告についてを議題にします。それでは事務局の方から説明をお願いします。
事務局	3 号議案につきましては平成 30 年度の目標等活動達成評価ということで公表をかけないといけないのを、ちょっと遅くなり今やって定例会の方に向けさせてもらっている案件です。こちら毎年こういう形でやった結果・評価を公表をしていくような形になっております。数値的なものはセンサスの数値等を利用してもらいますので大きく変わったりとかはないのですが、活動報告の中で今回記入をさせていただいている部分は、遊休農地の関する処置の評価というページなんです。3 の方の 2 の目標達成にむけた活動についての方が昨年広い範囲にあたって利用の調査農地パトロールさせていただいた面積と筆番筆数等を県の方に報告させていただいた数値を入れさせていただいています。一応 30 年度についての公表資料ということで確認させていただいております。3 条に基づく許可の結果と、直接農業委員さんの方には行っていたかなかったんですけど、農地を所有する法人核からの報告への対応ということで、●●さんについてはちょっと報告等がぬかったり、現地があまり良くないような状況っていうのがありましたので、事務局サイドの方で訪問して指導等を行いましたので、そのことについて若干触れて報告事項として書かさせていただいております。

事務局	こちらの件については●●の方にはちょっと行かせてもらった際に会長と高橋委員さんには話をさせていただいたんですけども、31 年度にもちょっと行動しないといけない案件になりそうだということになっていますので報告を申し上げます。一応事務局としての対応としては代表格である●●さんの方には直接連絡をとって今後についてどうするのかっていう部分の話はさせてもらっています。こちらの方については社協の方とも連絡を取って今後についてはどうするのかっていう話はさせてもらっています。こちらの方は社協とも連携を取って内部の話がありますのでそれもふまえた上で法律的にこのままにしておくわけにはいけませんよということでの対応はさせていただいております。30 年度の大きく変わった数字等の変更点は以上になります。
山本会長	ご質問等ご意見等ございましたらお願いします。 4 番の遊休農地に関するっていうところにある管内の農地面積 497.9 になっちゃうわね。そして後ろから 2 ページのところの農地台帳の面積よね、対象面積が 643ha になっちゃうこの違いは何？
事務局	これがですね、地目登録がある面積と、いわゆる農地台帳上にのっちゃうのは地目でひっぱっちゃうのが現状なんです、その地目上と一応農振農用地等で確認できている管内の農地っていうのがいつも差がでるんです。
会長	643 っていうのは登記上の面積であって、497.9 っていうのは、うちが把握しちゃう農地ってことか。こっちは農地台帳の数字ではないが？
事務局	本来はそうなんです。農地台帳は地目にのらない、いわゆる宅地。極端な話宅地でも農地になっていたらうちは農地として認めるので本来多い方が普通だと思うんですけど。
会長	宅地で買うて半分家建てて半分畑にしちゃったら、農地としてみるっていうことか。そこは宅地をもとに戻すきって言われても農業委員会はなんにもできんわね。
事務局	農地台帳上は現況主義なので本来は梶原町では行ってないですけど、本来は農業委員会にそこは農地ですと指導されると戻すのであれば申請してくださいっていう立場ではあります。
会長	宅地にするっていう報告だけでかまんが？
事務局	報告だけとういうか、一応本人の 4 条申請という形に法律上はなっています。ただ現状登記事項で登記がかわっているんで農地台帳上で不備がおきているんですけども、実際にそこまでやるかっていうとやってない。登記上は問題ない。本人が農業委員会にださず、なにもせず、なにも引っかからないんですよ。どこにも。うちがみたとき農地台帳上現況確認した時に、あれ？うちの台帳上は何番地の枝番つけて 2 とかいう形で農地って指定していたところが宅地に戻って

事務局	たとしていても農地じゃなかったですかっていう話をしたら、いやいや登記上宅地で問題ないですと言われたらそれ以上つまみようがないです。 台帳管理上は本来4条申請という話にはなります。多分農地指定した段階でここは農地ですっていう指定をかけたり、分筆がかかっていないので法務局にうちが農地パトロールの非農地証明とかそういう時に一緒に通達をかけたときにかえようとしても分筆がかかっていないので変えれないとかそういうことは実際おきるようです。たまたまそういうことが1回あったので。税の方も今所有者の方から逆のバージョンですよ。宅地内に農地をつくっているのここは農地課税じゃないのかっていう問い合わせがあって税の方は現況確認でそんなことをされているそうです。ただ分筆していないのでうちの登記上は宅地っていう位置づけになりますので、税のどういう権限で土地を半分にくっつけていくのっていう話は今しているんですけども、現況面積で税金を分けて課税するというのをされているようです。
山本会長	昔からしゅうわね。現況を見て。
事務局	昨日あった案件も墓が立っていて、平成23年にうちが許可をだして墓をたてている。全部正しくやっているんですけども本人が登記をされていないので、墓という分筆がない。ただそこが畑で中に墓があるので、なぜここは控除してくれないんだという問い合わせがあったということで。うちのほうに問い合わせがありましたけど、うちとしては分筆登記をする前提で許可をだしているのそれは本人がしていないことに関してうちがそれ以上のことは言えないよっていう話で税の方としてどう判断するかっていうことですねっていうことは言っています。
山本会長	他に何かご質問等はありませんでしょうか。
事務局	一番最初の冒頭にはいっているのは平成27年のセンサスの数字なのでここは変えようがないんですけども、それからあとは現地調査とか農地パトロールとかで減ったり増えたり追加したりとかっていうのをあわせていくんですけども農振農用地の申請用の数値とここにいれている数値が違っていたりとかもありましたので。去年立道の方で整理をして数値をそろえているのである一定整合性はとれてきたのはあるんですけども、それでもつじつまがあわないのが実際あります。 なおちょっともう一度僕の方でも確認はしていきます。すみません。 一応毎年農政局の方が発表はしてもらっている統計数字っていうのはあるはあるんですけど、それもこのあと再生協とかでもでてくるんですけどそれもどこでどう僕らが回答しているわけではないので。

会長	作付面積統計っていうのやろ、田んぼどればっていう面積よね、田んぼを實際やらなかったらはいらんでいう。作付けやき。ほんで少ない。けど農地法で言うたら実際の農地として利用しゅうで言うたら。
事務局	遊休農地も含めた農地としてみていきますし、耕作放棄地もまた別ではいってきますので。 作付面積は實際耕作されているという面積。地目上は建物がたつていようとそこが農地となったら農地として面積上はいってきますので。作付け情報とかは農地台帳にははいってきませんので。あくまで地目＋本来は現況確認で農地化されているものがはいってくるので、本来は一番でかい数字にはなるべきところです。農地台帳上は現況確認なので、農地パトロールで本来は減らしていくんですけど、うちの場合はそれがあまり行われていないので、ここ農地として認めたら本来増えていく一方になるんでしょうけど。削れたら荒れてたらまず作ってねっていう話。からはいりますけど。耕作していたらそこは農地ですとこちらが先に認めちゃうんで本人が届出しなくても。そういう流れには農地台帳上は本来なります。
事務局	集積実績は去年の中間管理機構とかの登録とかの分ですね。●●の案件やったと思うがですけど。実際に活動は行われてないんですけども登録事項だけとりかかりまして、●●と岡田さんのやつです。最終的に登録事項まではいかなかったんですけど、手続き途中までやって集積して本人も利用されてますんである程度はおります。一応片側の●●のハンコはいただいていて、いつでもハンコおしたら利用権の設定はできる状態にはしています。中間管理機構の手続きまではほぼほぼ終わってたんですけども、そこを急にちょっと●●が取り下げたんで現状利用していただけてますので、後はハンコをついてもらっただけなんですけども。ちょっとそこまではいたってないですけど集積は實際できているという前提です。
会長	遊休農地の解消実績は目標を越えちゃうけんど
事務局	一応届け出をだして結果通知を本人たちにさせてもらって、やりますって返事が来た分に関しては一応遊休農地として解消されたという前提で。ただ實際来年やってみてそれができてなかったらそれはまたっていう話にはなりますけど。
会長	遊休農地がトータル的には増えゆうってことはない？
	増えてます。増えていってます。把握しきれてないっていう部分はあるんですけども。基本的には増えていってます。中山間直接支払制度の4期っていうのが今年で終わりますので、5期からそれを受けてやられますかっていうのは現状結構やめられるっていうのは聞いていますので来年度以降遊休農地化するところがあると思いますし、現況中山間直接支払制度でやっている現況の耕作維持管理、作ってない状況のまま放置されている維持管理だけされているところっていうのは今回やっているところになってますが、5期からは一番最初から休みますって

事務局	いうところはアウトになりますので、そこはもう遊休農地化していくと思いますので、来年から一気に増えてくるっていう意識はあります。
会長	ほかにありませんでしょうか。 なければ第3号議案についてかまいませんでしょうか 続きまして第4号議案平成31年度活動計画について議題にしたいと思います。 よろしくお願いします。
事務局	資料が一番最後の4号議案というところですけども2枚の表裏 これについて説明させていただきます。すみません、これ先月ちょっと話を して人農地プランの実質化っていうので先日会長・局長会の方にも会長に参加して いただいて法律化されたということでその計画を入れないといけないので実態と いうことにさせていただいたんですが、一応記入をさせていただいたんですが、 県の説明会が来週の月曜日ということで具体的な話がまだなくて一度公表したう えで去年も1度修正をさせていただきましたので、一応そういったかたちで今 回公表した後に修正をしようかなと思っております。前回記入していたかったの が、先ほどの30年度の実績報告じゃないですけども遊休農地の措置のこの2 の時期とかをいれておりませんでした、それをいれさせていただいて、目標等 を入れていくようにしております。あと県からはまだ示されてないですが、人農 地プランのという部分の地域の座談会であったり説明会であったりアンケート だったりを農業委員会の方でやらないといけないとなりますので、その項目が 新たな第6とかにはいつてくるのかなと。一番最後のとこに。ただまだそういっ た案が示されておられませんので、現況はこのまま公表させていただきたいとい うことになりました。
会長	この件について前回は資料を配っていただいたと思います。皆様の方からご意見 等ありましたらお願いします。 これ提出日はいつなが？4月1日から？
事務局	そうです。
高橋委員	ちょっと聞いてもいいですか？農業委員会の状況、さっきあった実績報告書の現 状をイコールにはならんがですかね。概要の面積。たとえば経営面積が畑206に 増えちゅう。5ha
事務局	すみませんこれはセンサスの数字になりますので、変わってはいけない数字なの でセンサスの数字に合わせます。
高橋委員	それと経営数も認定新規就農者目標がはいちゅうのか31年度末の現在がはいっ ちゅうのか。
事務局	すみませんこれは11人です。
高橋委員	じゃあ下の認定新規就農者ていうのは0なんですよ。

事務局	すみませんこれも更新してなかったです。すみません。この項目はうちの実績なのでセンサスと関係ありませんので、更新されていないといけないものです。すみません表の面積の方はもう一度確認します。
会長	それと担い手への農地の利用集積が現状 31 年 3 月、これは目標なんですか？ 32 年度にはこうなりますよっていうのですか
	2 番の 1 の現状及び課題というところですよ。これは一番は現状なので 31 年 3 月の現況の数値を入れて ha のところがすみません 2.95 に前年の分が入っていないといけないところが一昨年の方に。2 枚目の 1 番目のところ、ここ 30 年の先ほど報告させていただいた数字が入らないといけないところが入っておりませんでした。333ha でこれまでの集積が 2.95ha とはいっとなかないといけないところが 0.56ha になっております。パーセンテージも 0.88%を集積率ですよ。入れていただいて 30 年の実績報告と同じ数字ですということを示したうえで次年度の目標が 0.8ha を集積したいですというのが 2 番の下段になります。すみませんここは更新されておられません
会長	遊休農地できてない。遊休農地のところも違う。35ha になっちゃう。ここが 19.7。
事務局	4 番の 2 枚目の 3 ページになります 1 番上の所も間違っています。管内の面積が 97.9ha で遊休農地の面積が 19.7ha で割合が 3.95 です。すみません、これすみません。先ほど 30 年度の実績数を入れないといけないところをすみません、入れておりませんでした。
会長	他にないかね。
事務局	No5 の違反転用への適切な対応現状の部分もすみません 30 年 3 月になっていきますので 31 年 3 月に変更。
会長	活動計画の農業委員会の現在の体制の新制度に基づく農業委員会、農業委員定数が 3 人であるがやけど、内訳が 4 人になる。これかっこ書きしなくてかまんがかよ？これ重複しちゃうがやないかよ。
事務局	重複してますね。重複している数字がはいっているものではあるのですが、
	実数として評価を定数 3 でしているのです。
会長	表示の仕方があるんじゃない。ちょっとそこが。
事務局	認定農業者に準ずるが 0 で認定農業者が 2 です。女性が（1）
事務局	標記上定めがあるわけじゃないのでうちの標記方法だけだと思うので一応重複して 4 人とかになるよりはかっこ書きして下の注意書きとかに書くようにします。
会長	それと次のページ、2 番の 2 番平成 31 年度の目標及び活動計画じゃけど、その活動計画に何月何日かを具体的に記入ってかいちゅうがよ。で、その農地の巡回を 9 月から 11 月やろ。いれてもらって随時新規認定農業者の就職計画の作成を補助？

事務局	補助ですね。基本的に計画は農政の方でやりますので、おかしくないかとか指導設定をしてもらうようにしています。支援じゃなくて、農業委員さん自らの新規就農者の指導とか補助とかのイメージはうちはしてないですね。
	時期入れるやったら 4 番の 2
事務局	4 番の 2 の調査時期はできれば調査時期は 31 年の活動に合わせたいと思いますので。新たな農業経営を営もうとするものの参入促進も 1 つずつ年度をずらします。数字はどこもはいいりません。
会長	課題の書き方で認定新規就農者がハウスを建設するため適当な土地の確保が難しいじゃないかん？新規就農者はハウスしかやられん？
事務局	いやそんなことはないと思います。路地でも経営ができれば。農協さんの方も空きハウスの貸付とかも調査してやるようにしているのです。
	2 番も 0 なが？
事務局	いや 2 番は目標数値なので 0 ではないです。1 人新規参入者の方をいれたいという目標。
会長	活動計画の書き方として認定農業者の増加って。
事務局	ここは認定農業者の増加っていうより、認定新規就農者増加の方なんですかね？新たに営もうとするものの話なので。
会長	ここも随時っていれて、常にそういう考えていれて。
事務局	認定新規就農者、移住者とか I・U ターン者の支援等をするとき認定する分なので認定新規就農者という。
会長	新規参入者とイコールではない？
事務局	認定農業者はイコールではないです。新規参入者にしましょう。
会長	確保につとめるにしようか、活動計画やろ？
事務局	はい。一度整理してみなさんに来期の定例会の案内の時につけて回します。
会長	5 番目の課題のどこ、これ課題やったら届き出制の理解不足にしようか。これが問題だよってということよね。そのために下のことをやりゆうってことやろう？
事務局	はい。
会長	理解がされてないき広報で周知したり、パトロールの時にいろいろ言うたりして
会長	改修していきゆうよっていうとらえ方でいいがやろ？
事務局	はい。

会長	何月っていわれちゅうき、10月～12月やったけ？たとえば3ヶ月に1回とか、4ヶ月に1回とか。おんなじにするがでもかまんわね。年に2～3回、4回は載せるよっていう。具体的なこと書いちゃったら。 他に皆さんの方はありませんでしょうか。ないようでしたら、今説明<u>され</u>ましたことを修正されての訂正31年度の活動計画としたいと思いますがかまいませんでしょうか。そしたら修正して。以上で議案の審議は終わりたいと思います。その他何かありませんでしょうか。
事務局	一応この前研修していただいた件をと思ってたんですが、ちょっと案件が多かったんでちょっと次回資料を勉強会みたいなかたちの資料を構えるようにします。ので。すみません。今回は件数が多かったんで次回に回したいと思います。
会長	なければ次の会の日程を決めさせてもらいたいと思います。
事務局	農業委員会の関係で行きますと高岡郡の協議会の調整をいましているんですけども、市町村の回答を聞くと24日になりそうな感じです。女性部会の方は多分会長の方とは日を変えるという話をしていたので、ネットワーク会議の予算を使ってちょっと研修をしたいということだったのでそこはまた別の日を設定します。24日についてはうちが事務局をやっている関係で午前中にやって午後から高岡郡のやつっていうのはちょっとスケジュール的にうちがきびしくなるので、外してもらいたいと思います。
会長	その週の可能性でいきゆうがよね。郡の会は。事務局はどっちがいいか？2日続けて大変やったら。
事務局	定例会はうちは大丈夫です。同じ日でなければ。今相談案件の関係は1件ありますが、今回みたいな9件というようなことはないと思いますので、それほど時間はとらないかなと思います。会長だけ連続になりますが。仮で決めていかんかったらまた調整しますので26日とかでもかまいませんか？かまわなければ26日予定で動きたいと思います。午前中の方がいいですか。
会長	じゃあ一応7月26日木曜日9時から。もし都合が悪ければ事務局まで連絡してください。そしたら以上で6月定例会終わりたいと思います。ありがとうございました。
	議 事 進 行 役 会 長： 山本 正澄 署 名 議 員 委 員： 森田 呂弥 委 員： 谷川 恵美